

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)  
平成 27 年第 3 回設楽町議会定例会 (第 2 日) 会議録

平成 27 年 9 月 15 日午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会 (第 2 日) が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人  | 2 河野 清  | 3 金田敏行  |
| 4 夏目忠昭  | 5 金田文子  | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝  | 8 伊藤 武  | 9 山口伸彦  |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 議事日程

日程第 1 議案第 62 号

北設広域事務組合規約の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第 2 議案第 63 号

北設楽郡設楽町と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及び I C T  
ふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議について

(総務建設委員長報告)

日程第 3 議案第 64 号

設楽町個人情報保護条例及び設楽町情報審査会条例の一部を改正する  
条例について

(総務建設委員長報告)

日程第 4 議案第 65 号

設楽町手数料条例の一部を改正する条例について

- (総務建設委員長報告)
- 日程第5 議案第66号  
平成27年度設楽町一般会計補正予算(第3号)  
(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)
- 日程第6 議案第67号  
平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第7 議案第68号  
平成27年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第8 議案第69号  
平成27年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第2号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第9 議案第70号  
平成27年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第10 議案第71号  
平成27年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第1号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 議案第72号  
平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第2号)  
(総務建設委員長報告)
- 日程第12 陳情第7号  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第13 陳情第8号  
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 陳情第9号  
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第15 陳情第10号  
私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第16 認定第1号  
平成26年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

- (決算特別委員長報告)
- 日程第 17 認定第 2 号  
平成 26 年度設楽町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 18 認定第 3 号  
平成 26 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 19 認定第 4 号  
平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 20 認定第 5 号  
平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 21 認定第 6 号  
平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 22 認定第 7 号  
平成 26 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 23 認定第 8 号  
平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 24 認定第 9 号  
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 25 認定第 10 号  
平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 26 認定第 11 号  
平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 27 認定第 12 号  
平成 26 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 28 認定第 13 号  
平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 29 認定第 14 号  
平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算特別委員長報告)

日程第 30 発議第 4 号  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

(追加)

日程第 31 発議第 5 号  
国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

(追加)

日程第 32 発議第 6 号  
愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

(追加)

日程第 33 同意第 4 号  
設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(追加)

日程第 34 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

日程第 35 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

(追加)

## 会 議 録

開議 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めたいと思います。ただいまの出席議員は 12 名全員です。定足数に達していますので、平成 27 年第 3 回設楽町議会定例会（第 2 日）を開会します。

これから、本日の会議を開きます。初めに町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。9 月も早、中旬を迎えまして、朝夕はめっきり涼しさを感じるふうになりました。こうして秋の気配が日増しに訪れてきたなというふうにも思っております。しかしながら先週の 8 日から 9 日にかけては、台風 18 号が愛知県に上陸をいたしまして、大きな災害等の発生を大変危惧したところではございますが、幸いにも本町には被害がなかったということでほっとしてはいるところではあります。しかし北関東から東北にかけては、台風 17 号、18 号の影響によって大雨が降るといようなことで、土砂災害また堤防の決壊、そして冠水と、甚大な水害が各地に広がった状況であります。現在も自衛隊、消防隊等によりまして、懸命に不明者の捜索を行われているところ

でありまして、被災者の皆さん方、避難所生活等、こうした厳しい状況にあるわけですので、心からお見舞いを申し上げたいと思います。本町にとりましても、こうしたことは決して他人事ではないわけでありまして、こうした普段から災害に対しての強い危機意識を持って、今後もの確な判断、対応等に努めてまいらなければならないと、意を強くしているところでもございます。

さて本日9月議会定例会最終日にあたりまして、議員の皆様方、全員の方々の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本定例会におかれましては、平成26年度決算の認定をはじめ、補正予算、条例及び規約の改正、財産の取得など議員の皆さん方には、大変多くの議案また陳情書等について慎重審議を賜りまして、こうして最終日を迎えることができて、深く感謝を申し上げます。

また、平成17年10月1日に、設楽町と津具村が合併をいたしまして、新町が誕生して以来、本年10月1日をもって満10年を迎えるということとなりました。すでに議員各位には、御案内をさせていただきましたように、10月3日の土曜日に奥三河総合センターにおきまして、愛知県知事また国会議員の先生方をはじめ、近隣市町村の首長、議長の皆さん、そして町政功労者また県及び町関係機関の方々など多数の皆様をお迎えいたしまして、設楽町合併10周年記念式典を挙行いたしたいと考えております。議員の皆さん方にも御出席を賜りますよう、よろしく願いをいたします。また当日は、この記念式典に加えまして、これからの町を担う中学生全員によりまして合唱をしていただく、そして、元プロ陸上選手の為末大さんの講演、そして合併記念ビデオを今年度、町で作成をしているところでもございまして、これの上映をし、また改めて設楽町紹介をしていきたいなと思っております。こうして記念すべき10周年を、皆様とともにお祝いをしたというふうに残ります。またさらに設楽町合併10周年記念事業といたしまして、今年度になりまして、8月29日に開催をいたしましたミュージックフェスティバル、またその折も防災めしコンテストですとか、富士山登山に続きまして、10月22日には設楽町長杯の健康づくりゴルフコンペを名倉カントリークラブで予定をしております。ぜひまた多くの皆さん方に万障繰り合わせていただいて、積極的に参加をしていただければ幸いです。

さて最終日の本日であります、人事案件であります教育委員の任命に係る同意について追加上程をさせていただきましたので、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます、審議に先立ちましてあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

議長 本日の定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告を願います。

8伊藤 おはようございます。平成27年第3回定例会第2日の運営について、9月11日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は委員会付託議案29件、議員提出3件、町長提出1件、継続審査、申し出2件です。

日程第1から順次1件ごとに上程します。日程第1から日程第15、日程第16から日程第29、日程第30から日程第32は一括上程です。質疑討論、採決は1件ごとに行います。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

---

議長 日程第1、議案第62号「北設広域事務組合規約の変更について」から日程第15、陳情第10号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

3 金田 それでは平成27年第4回総務建設委員会の報告を行います。平成27年9月3日に委員会を開催いたしました。出席者は、町長、副町長、教育長はじめ関係課長6名の出席をいただきました。議案第62号「北設広域事務組合規約の変更について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決しました。議案第63号「北設楽郡設楽町と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及びICTふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議について」を審議いたしました。質疑1件、討論なし、全員賛成で可決しました。議案第64号「設楽町個人情報保護条例及び設楽町情報審査会条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。補足説明のあと、質疑3件、討論なし、全員賛成で可決いたしました。議案第65号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑1件、討論なし、全員賛成で可決いたしました。議案第66号「平成27年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」を審議いたしました。質疑1件、討論なし、全員賛成で可決いたしました。以上で総務建設委員会の報告を終わります。失礼いたしました。1件落としました。議案第72号「平成27年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第2号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決いたしました。その他の案件につきましてはありませんでした。以上で報告を終わります。失礼しました。

4 夏目 それでは引き続きまして、平成27年第4回文教厚生委員会の委員長報告をさせていただきます。平成27年9月7日、午後2時から開催いたしました。出席者は文教厚生委員5名、1名欠席、議長、議会事務局長、執行部は町長、副町長、教育長、関係課長、全部で9名でございます。付託事件1、議案第66号「平成27年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決いたしました。議案第67号「平成27年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決しました。議案第68号「平成27年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決いたしました。議案

第 69 号「平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決いたしました。議案第 70 号「平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決いたしました。議案第 71 号「平成 27 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」、質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決いたしました。陳情第 7 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」、意見なし、全員賛成で採択されました。陳情第 8 号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、意見なし、全員賛成で採択されました。陳情第 9 号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、意見なし、全員賛成で採択されました。陳情第 10 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」、意見なし、賛成多数で採択されました。2 としてその他、執行部より「田口地区公共下水道事業について」報告がありました。8 月 31 日、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、国土交通大臣へ県代行制度の申請を、愛知県建設部下水道課を経由して国土交通省中部地方整備局へ提出したとの報告があり、添付資料により合同処理にかかる計画につきまして説明を受けました。この折、質疑 3 件がありました。以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。 質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

---

議長 議案第 62 号「北設広域事務組合規約の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 62 号を採決します。採決は、起立によって行います。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 62 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 63 号「北設楽郡設楽町と豊川市との間の「緑の分権改革」推進事業及び ICT ふるさと元気事業に係る事務の委託を廃止する協議について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 63 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 63 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 64 号「設楽町個人情報保護条例及び設楽町情報審査会条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 64 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 65 号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 65 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 65 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 66 号「平成 27 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 66 号を採決します。採決は、起立によって行い

ます。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 66 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 67 号「平成 27 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 67 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 67 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 68 号「平成 27 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 68 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 68 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 69 号「平成 27 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 69 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 69 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 70 号「平成 27 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 70 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 70 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 71 号「平成 27 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 71 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 71 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 72 号「平成 27 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第 72 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 72 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 陳情第7号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第7号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第8号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第8号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第9号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第9号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

議長 陳情第 10 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

6 高森 すみません。これだけ全員じゃなくて賛成多数になっているのは、意見の相違があったか、そのへんのところを委員長さんお願いできますか。

4 夏目 この件につきましても、先ほど報告しましたとおり、特段の意見はございませんでした。ただ例年のとおりということで、意見なしで賛否をとったところ、賛成多数ということで採択されたという経緯でございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第 10 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第 10 号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 日程第 16、認定第 1 号「平成 26 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 29、認定第 14 号「平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 14 議案を一括議題とします。本案は、決算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

11 松下 それでは決算特別委員会の報告をいたします。平成 27 年度第 3 回議会定例会初日において付託されました平成 26 年度設楽町一般会計歳入歳出決算及び 13 特別会計歳入歳出決算について、平成 27 年 9 月 3 日と 9 月 7 日の 2 日間、決算特別委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。その結果、設楽町議会会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。認定第 1 号「平成 26 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、総務建設委員会所管、文教厚生委員会所管の順に審査し、質疑は 109 件ありました。討論なし、全員賛成により本件を認定すべきものと決しました。次に 13 特別会計歳入歳出決算について審査しました。認定第 2 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 3 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 4 号「平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の 3 件については、質疑なし。認定第 5 号「平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑 1 件。認定第 6 号「平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定

について」は、質疑1件。認定第7号「平成26年度設楽町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑なし。認定第8号「平成26年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑なし。認定第9号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について」は、質疑6件。認定第10号「平成26年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第14号「平成26年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの5財産区特別会計は、質疑は2件ありました。13 特別会計とも採決の結果、認定すべきものと決定しました。以上で設楽町議会決算特別委員会の報告を終わります。

---

議長 討論、採決は1件ごとに行います。認定第1号「平成26年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 平成26年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について、不可とする立場から討論を行います。不可とする理由については、以下のとおりであります。1 消費税増税は、史上空前の8兆円にも及ぶ大增税となり、経済と国民生活を直撃しました。またこの地域ではアベノミクスによる経済好転は得られず、それどころか物価上昇で町民の生活は以前より苦しくなっているのが現状でした。このようなときに26年度一般会計においては、使用料、手数料や、特別会計においては水道料、下水道料など公共料金に消費税増税分を上乗せしました。2 安倍政権の発足で、大型公共事業のばらまきが復活。町も水源地域整備事業で、歴史民俗資料館、花の山公園整備の計画を進めることになりましたが、無駄遣い、費用対効果に乏しい事業に終わる可能性が大きいと思います。3 正規雇用を原則とすることこそ景気回復の確かな道だと言われているのに、町自ら非正規職員を増やす人事と政策が進められました。4 マイナンバー制度に対するシステム改修が行われましたが、マイナンバー制は権力による国民監視やプライバシーの漏洩など危惧される制度であります。導入の必要性を十分に検討するべきではなかったかと思えます。以上、不可の理由の一端を述べて討論といたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

3 金田 私は平成26年度設楽町一般会計歳入歳出決算を可とする立場から討論をするものであります。平成26年度決算では、地方交付税が前年度対比43,800千円の大幅な減額で、自主財源も対前年度比9.5ポイント減の29%となり、今後の財源確保に問題を残しましたが、しかし町民へのサービス低下を避けるために、町民福祉の向上や生活の安心、安全の確保や、暮らしに欠かせない事業の確保、住民サービスの向上にきめ細かに取り組んでおられることと思ひ、その努力は評価するに値すると思われまふ。特に住民生活の充実や地域の魅力、活力、元気を創生するための事業も多種多様にわたり、継続し、内容も充実されておると思ひまふ。環境対策のEV充電器設置工事や、観光、行楽客へのおもてなしのアグリ

ステーションなぐらのトイレの改修工事、そして田中議員も早期実現を希望されておられる田口下水の下水道事業にも係る経費などが挙げられていることでもあります。また毎年事業の経費削減が叫ばれている中、必要最小限の支出に抑え、削るところは削る努力が数多くなされてきたと思います。そのために不用額が出たのは致し方ないところだとは思われますが、一部で高額な不用額が出たのは今後の予算査定を踏まえた反省課題と挙げておきたいと思います。一部要望も含めましたが、以上のように総合的に判断し、平成 26 年度決算書を可とします。同僚議員の良識ある判断をお願いし、私の賛成の討論といたします。

議長 ほかに、討論はありませんか。

(なし)

議長 討論を終わります。認定第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第 1 号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第 2 号「平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 2 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 2 号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第 3 号「平成 26 年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 3 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 3 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第 4 号「平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の

認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第5号「平成26年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第6号「平成26年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第7号「平成26年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第8号「平成26年度設楽町つく診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第9号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第10号「平成26年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第11号「平成26年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第11号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 11 号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第 12 号「平成 26 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 12 号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第 13 号「平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 13 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 13 号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第 14 号「平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第 14 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第 14 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

議長 日程第 30、発議第 4 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」から日程第 32、発議第 6 号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

4 夏目 発議第 4、5、6 号、これに対する意見書の提案理由を説明いたします。発

議第4号、提出者夏目忠昭、賛成者金田文子。「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。提案理由は、未来を担う子どもたちにこれまでに増してゆきとどいた教育を行うため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。詳細は別紙のとおりでございます。

発議第5号、提出者夏目忠昭、賛成者金田文子。「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)」を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。提案理由は、父母負担の公私格差の是正のための支援金の拡充・国庫補助制度の堅持と一層の拡充を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。詳細は別紙のとおりであります。

発議第6号、提出者夏目忠昭、賛成者金田文子。「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)」を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。提案理由は、父母負担の軽減と公私格差の是正を目的とした私学助成の一層の拡充を求めるため、愛知県に対し意見書を提出しようとするものでございます。詳細は別紙のとおりであります。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。発議第4号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありますか。

3 金田 ちょっと確認ですけれども、発議のほうの題のほうには「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度「の堅持及び」」という言葉が抜けておると思うのですけれども、このへんの確認をお願いいたします。

4 夏目 かがみのほうの「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」ということで、「の堅持及び」が抜けておりますので、これを追加させて、意見書として提出させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

議長 ということで、お願いをしたいと思います、いかがですか。よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第4号は、原案のとおり可決されました。

議長 発議第5号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書」の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第5号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 発議第6号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第6号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第33、同意第4号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第4号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、次の者を設楽町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。平成27年9月15日提出、設楽町長横山光明。お名前が 後藤太延。理由といたしまして、合併以来10年間、後藤はつえ委員が教育委員会の委員としてご活躍いただきましたけれども、平成27年11月9日に任期が満了することに伴いまして、新たに教育委員会委員として任命を行う必要があることによりまして、提案をさせていただきます。よろしくお願います。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第4号の採決をします。採決は、起立によって行い

ます。本案に同意することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第4号は、同意することに決定をしました。

---

議長 日程第34「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りいたしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定をしました。

---

議長 日程第35「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定をしました。

---

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第3回設楽町議会定例会を閉会とします。 どうも御苦労さまでした。

閉会 午前10時00分